

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

非課税世帯などへ5万円支給

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担の増加を踏まえ、住民税非課税世帯および家計急変世帯に5万円を支給します。

住民税非課税世帯

◆対象世帯

9月30日時点で本市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度市町村民税均等割が課税されていない世帯
※世帯全員が、市町村民税均等割が課税されている人の扶養親族となっている場合は対象外。

◆支給額

1世帯当たり5万円

◆受給申請

対象と思われる世帯には、給付内容や振込口座などが記載された確認書を送付します。内容を確認の上、令和5年1月31日(火)までに返送してください。

家計急変世帯

◆対象世帯

令和4年度市町村民税均

等割課税世帯で、予期せず

令和4年1月以降に家計が急変し、世帯全員の収入額(令和4年中の任意の1カ月の収入)や1年間の所得見込み額が市町村民税均等割非課税水準以下に相当すると認められる世帯

※世帯全員のそれぞれの収入額や所得で判定。非課税世帯への価格高騰緊急支援給付金を受給した世帯や、世帯全員が市町村民税均等割を課税されている人の扶養親族となっている世帯は対象外。

◆支給額

1世帯当たり5万円

◆受給申請

令和5年1月31日(火)までに、次の書類を福祉課(市役所1階)へ郵送または持参してください(郵送の場合は31日の消印有効)。

提出書類：①申請書(請求書)②収入(所得)見込額の

申立書③世帯全員の任意の1カ月の収入の状況が確認できる書類(帳簿など)の

写し④申請者(世帯主)本人確認書類(運転免許証

など)の写し⑤世帯構成が確認できる書類(住民票など)の

写し⑥振込口座を確認できる書類(申請者名義の通帳など)の写し

※①および②は、福祉課で配布する他、市ホームページから取得可。

申請福祉課社会福祉班

☎73・0096

11月4日～

年末調整に関する書類を配布

年末調整に関する書類を11月4日(金)から税務課(市役所1階)で配布します。

なお、書類は国税庁ホームページからも取得できます。

問税務課市民税班☎73-0087

登録する場合は準備をお早めに

消費税のインボイス制度が始まります

令和5年10月から消費税のインボイス制度が始まります。制度開始時に「インボイス発行事業者」となるためには、原則、令和5年3月31日(金)までに登録申請が必要です。

登録されると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名などの情報が公表されます。

なお、登録は任意です。登録する場合は、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、早めの準備を推奨します。

インボイス制度の詳細は、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

また、インボイス制度に関する一般的なご質問は、軽減・インボイスコールセンターまでお問い合わせください。

▽軽減・インボイスコールセンター

☎0120-205-553(土・日曜日、祝日除く9時～17時)

問銚子税務署☎0479-22-1571

▼国税庁ホームページはこちら



11月11日～17日は税を考える週間

税に関するイベントを開催

11月11日(金)～17日

(木)は「税を考える週間」です。市内では次のイベントを実施します。

◆小中高生の税に関する作文などの作品展

日時：11月5日(土)～15

日(火)9時～21時(日曜日

場所：八日市場公民館(月曜休館)

◆税理士会銚子支部による税の無料相談

日時：11月12日(土)13時～16時

場所：八日市場公民館

問銚子税務署

☎0479・22・1571

オミクロン株対応ワクチンの接種を実施

オミクロン株対応2価ワクチン接種

市では、次の①～③すべてを満たす人に、オミクロン株対応2価ワクチン（以下、新ワクチン）の接種を行っています。

- ①12歳以上の人
- ②1・2回目接種が完了している人
- ③前回の接種から3カ月が経過した人

なお、8月9日までに2回目、3回目または4回目接種が完了した人には接種券を発送しました。

1・2回目接種が済んでいない人へ

12歳以上の1・2回目接種に使用している従来型ワクチンは、年内で国からの供給が終了する予定です。新ワクチンは、1・2回目接種が完了しないと接種できません。まだ1・2回目接種が済んでいない人は、

年内に1・2回目接種を完了することをご検討ください。

5～11歳のワクチン接種

5～11歳の1・2回目接種および3回目接種も引き続き実施しています。

予約方法

接種希望者は、専用コールセンターまたは専用サイトから予約をしてください。

▼予約専用コールセンター

☎0479-85-5672

※土・日曜日、祝日除く9時～16時30分

▼予約専用サイト



◀こちらから
アクセスでき
ます

問 健康管理課 ☎73-1200

11月8日は「いい歯の日」

口の健康を見直しましょう

歯と口の健康は、全身の健康にもつながる大切なものです。80歳になっても自分の歯を20本以上保つ「8020」の目標を達成するためにも、口の健康を見直してみましょう。

◆口の健康を保つポイント

- 夜の歯磨きは、時間をかけて丁寧に行いましょう
- 歯間ブラシなどを活用しましょう
- 年に一度は歯科健診を受けましょう

◆歯周病検診を実施中

市では、令和5年3月31日時点での年齢が40、50、60、70歳の人を対象に、無料の歯周病検診を実施しています。未受診の人は早めに受診しましょう。

問 健康管理課 ☎73-1200

社会福祉主事を募集

社会福祉主事として生活保護ケースワーク業務に従事する任期付職員を募集します。一般職の職員として任用され、給与、勤務時間、休暇、服務などは正規職員と同様です。

受験資格…社会福祉主事任用資格を有する人または採用日の前日までに同資格を有する見込みの人

採用予定人数…1人

任期…採用日～令和6年3月31日

受験申し込み…任期付職員採用試験申込書を総務課（市役所2階）まで持参または郵送（申込書は総務課で配布する他、市ホームページから取得可）

採用試験…面接など

申問 総務課人事班 ☎73-0084

農振農用地に建物や駐車場などを作りたいた人は、農業振興地域整備計画の「変更願」を提出する必要があります。事前に産業振興課へ相談の上、期間内に提出してください。

受付期間…11月30日（水）まで（土・日曜日、祝日除く）

提出場所…産業振興課（市役所3階）

計画変更の種類…【除外】住宅用地、駐車場などへ転用したい場合【編入】農振

計画変更の種類…【除外】住宅用地、駐車場などへ転用したい場合【編入】農振

住宅用地、駐車場などへ転用したい場合【編入】農振

用したい場合【編入】農振

農業振興地域整備計画の変更願 11月30日まで受け付け

農用地として指定を受けた場合【用途区分変更】農業用施設用地にしたい場合

◆除外できない区域

土地改良事業などの受益地内の土地は、事業完了後8年経過していない場合、除外できません。事業施行については土地改良区に確認してください。また、農地法による農地転用許可の見込みがない場合などは除外できません。

申問 産業振興課農政班

☎73-0089